

令和 5 年度第 1 9 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 6 年 3 月 2 2 日（金）	午後 2 時 0 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 19 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 22 日 (金) 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 52 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 53 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 54 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の併任に関する事務処理の報告について
 - 第 4 第 55 号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に関する事務処理の報告について
 - 第 5 第 56 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の懲戒処分等について
 - 第 6 第 57 号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 第 7 第 58 号議案 令和 7 年度 (2025 年度) 八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について
 - 第 8 第 59 号議案 令和 7 年度 (2025 年度) 八王子市立中学校及び義務教育学校 (後期課程) 使用教科用図書採択要綱について
 - 第 9 第 60 号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則設定について
 - 第 10 第 61 号議案 八王子市生涯学習センターの臨時休館日について
 - 第 11 第 62 号議案 八王子市指定文化財の指定及び解除について
- 4 協議事項
 - ・「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定について (教育指導課)
- 5 報告事項

- ・文化庁１００年フードの認定について (学校給食課)
 - ・令和６年度(２０２４年度)学校選択制の抽選実施後の状況について (学務課)
 - ・令和５年度(２０２３年度)「はちおうじっ子ミニマム」(第２回)の結果について (教育指導課)
 - ・令和５年度(２０２３年度)教育課程の実施状況について (教育指導課)
 - ・「いじめ対応のポイントと本市の取組～いじめ防止対策推進法に基づく第三者による調査の結果及び提言から～」の策定について (教育指導課)
 - ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
 - ・学童保育所の受入れ状況(速報値)について (放課後児童支援課)
 - ・第３回「本のＰＯＰコンテスト」の実施結果について (図書館課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	保 坂 暁 子
委 員	守 屋 香 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	今 川 邦 洋
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	松 土 和 広
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子

特別支援・情報教育担当課長	米 村 勇
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎
日本遺産推進担当課長	秋 山 和 英
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
放課後児童支援課長	倉 田 直 子
スポーツ振興課長	谷 靖 之
スポーツ施設管理課長	佐 取 久 満
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清
こども科学館長	飯 塚 由 則
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
図書館企画調整担当課長	堀 内 栄 史
図書館分館担当課長	鈴 木 秀 吾
教育指導課指導主事	大野木 寛
教育指導課指導主事	上 野 仁 弥
学校給食課課長補佐兼主査	安 齊 祥 江
教育指導課主査	安 藤 純
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課指導主事	安 東 奈 々
教育指導課指導主事	藤 原 翔
教 職 員 課 主 査	尾 下 友里子
生涯学習政策課課長補佐兼主査	田 島 裕 子
スポーツ振興課主査	柴 崎 淳
学 習 支 援 課 主 査	大 関 亮

文化財課課長補佐兼主査

岡 部 雅 洋

教育総務課課長補佐兼主査

長 井 優 治

教 育 総 務 課 主 任

寺 田 美 緒

教 育 総 務 課 主 事

国 広 実 莉

教育総務課会計年度任用職員

羽 山 あゆ美

【午後２時００分開会】

- 安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は５名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和５年度第１９回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和６年度（２０２４年度）学校選択制の抽選実施後の状況について」、「高齢者叙勲の受章について」及び「第３回「本のPOPコンテスト」の実施結果について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思ひます。

なお、第５２号議案から第５４号議案及び第５６号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため、また協議事項「「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定について」及び報告事項「学童保育所の受入れ状況（速報値）について」は、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項及び第８項の規定により、非公開といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-
- 安間教育長 日程第４ 第５５号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願ひます。

- 鶴田生涯学習政策課長 第５５号議案市長の権限に属する事務の補助執行に関する事務処理の報告について、担当の田島課長補佐より御説明申し上げます。

- 田島課長補佐兼主査 それでは、御説明いたします。本議案は、八王子市教育委員会

の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙1、2月28日付、八王子市長からの市長の権限に属する事務の補助執行についての協議に対し、別紙2のとおり回答したものでございます。

説明は以上です。

- 安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、まず御質疑はございますか。
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第55号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第55号議案については、そのように承認することにいたしました。

-
- 安間教育長 日程第6 第57号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明を願います。

- 谷スポーツ振興課長 第57号議案八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、を担当主査より御説明いたします。

- 柴崎スポーツ振興課主査 それでは、説明いたします。本案は、八王子市スポーツ推進審議会委員会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、下記のものを八王子市スポーツ推進審議会委員として委嘱するものです。今回、委嘱する委員は小西倫晃氏でございます。現在、小学校PTA連合会の副会長の役職に就いています。任期につきましては、令和6年3月22日から令和7年6月30日までとなります。

今回の委嘱の経緯ですが、第２期スポーツ推進計画の策定にかかる諮問内容に、今後検討すべき重要事項として部活動改革が盛り込まれたことから、小学校ＰＴＡ連合会及び中学校ＰＴＡ連合会に委員推薦の意向を伺ったところ、小学校ＰＴＡ連合会から委員の推薦をいただいたものでございます。

本市の部活動改革は、中学生だけでなく小学校高学年からの地域活動への参加も視野に入れていることから、小学校ＰＴＡ連合会の役員から意見を聴取することは非常に有効であり、内容の充実も期待できることから、本委員を委嘱するものです。

説明は以上となります。

○安間教育長　　只今、説明が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、御意見をいただきたいと思います。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第５７号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第５７号議案については、そのように決定することにいたしました。

○安間教育長　　日程第７　第５８号議案　令和７年度（２０２５年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について及び日程第８　第５９号議案　令和７年度（２０２５年度）八王子市立中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科用図書採択要綱について、これらは相互に関連いたしますので一括して議題に供します。

各案について、教育指導課から説明を願います。

○狩野統括指導主事　　第５８号議案令和７年度（２０２５年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について及び第５９号議案令和７

年度（２０２５年度）八王子市立中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科用図書採択要綱について、につきまして担当の安藤主査より御説明申し上げます。

- 安藤教育指導課主査 それでは、説明いたします。初めに、特別支援学級についてです。本要綱は、第４条採択の基本方針にありますように特別支援学級にて使用する教科書について、文部科学省が作成した教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書採択について、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めております。

次に、第５条、採択の方法でございます。第２項にございますとおり、教科書の採択に当たっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正な対策を実施します。第３項にて、教科用図書選定資料作成委員会を置いて、資料を作成し、その報告を参考にしながら採択することとしております。

次に、第６条、教科書の調査・研究の観点でございます。資料作成委員会では、内容、構成上の工夫、児童・生徒の特性を踏まえた必要性等を中心に調査、研究を行います。なお、教育委員の皆様の採択の御参考としていただくため、来年度の学校訪問において、特別支援学級のある学校を訪問する際には、教育指導課指導主事が同席し、使用する教科用図書等について説明いたします。

最後に日程です。採択は７月上旬の教育委員会定例会を予定しています。

続きまして、中学校及び義務教育学校（後期課程）になります。本要綱は、令和７年度から中学校及び義務教育学校（後期課程）が使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めたものです。採択に当たっては、第５条の４にありますように教育委員会は教科用図書選定資料作成委員会を置き、対象となる教科用図書について十分に調査、研究した資料を参考にし、採択をしていただきます。第６条では、本年度採択する教科書を下の表の別表にて１０教科、１６種目を記載しております。

日程になります。７月中旬の教育委員会定例会では、資料作成委員会からの報告を基に協議し、８月上旬の定例会にて投票、採択という流れになります。特別支援学級と中学校及び義務教育学校（後期課程）と、短い日程の中での採択となりますが、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

- 安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、御質疑、御要望等がござい

ましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、本案についての賛否の御意見をいただきたいと思います。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それではお諮りをいたします。只今議題となっております第５８号議案及び第５９号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第５８号議案及び第５９号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長 日程第９ 第６０号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、教職員課から説明を願います。

- 櫻田教職員課長 第６０号議案八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則設定につきまして、担当の尾下主査より御説明いたします。

- 尾下教職員課主査 御説明いたします。２ページの議案関連資料を御覧ください。本規則は令和２年に導入した会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について規定をしております。

会計年度任用職員とは、スクールサポートスタッフ、副校長補佐等の非常勤職員のことです。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、市長部局が定めた職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第１８条第２項により、市長が定める基準に従って任命権者、教育委員会ですが、定めることになっておりますため、教育委員会においても市長部局で定める八王子市パートタイム会計年度任用職員の勤務時

間、休日、休暇等に関する規則と同じ内容で、3の新旧対照表の改正前のとおり、規則設定をしております。

市の会計年度任用職員の休暇制度については、令和2年の規則設定以降、出生サポート休暇、配偶者出産休暇等、国や都の会計年度任用職員の休暇制度に準じ、拡充しており、その都度、教育委員会においても市長部局と足並みをそろえ、同じ内容で改正を行う必要がありました。このことから、今後は効率的な事務執行のため、教育委員会が任用する会計年度任用職員も市長部局の規則の適用を受ける会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等の例にするよう改め、市長部局の規則に連動した改正を不要とする規則改正を行います。

なお、他の任命権者、選挙管理委員会、議会事務局等においても、今後効率的な事務執行を行うため、本規則改正と同様の改正を行う予定でございます。

次に、3の新旧対照表を御覧ください。右側の改正前を御覧ください。教育委員会が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、年次有給休暇や結婚休暇などの特別休暇等、全19条を定めております。この規定を左側、改正後のように八王子市教育委員会が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、5行目にあります八王子市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の適用を受ける会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の例によると規定することにより、今後、市長部局が行う規則改正に合わせ、教育委員会において規則改正が不要となります。なお、本規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

- 安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、御質疑、御要望はございますか。
- 保坂委員 改正前の教育委員会の規則は、とても細かく全部記載されていますけれども、これは改正後に八王子市の会計年度任用職員と取扱いを一緒にする事として、変わるところは何か所かあるのでしょうか。それとも、実質的には八王子市の会計年度任用職員と同じ扱いだったので、そのようなところはないのでしょうか。
- 尾下教職員課主査 八王子市の会計年度任用職員と実質的には、教育委員会の会計年度任用職員は同じ取り扱いですので、このように定めることによって今と何ら変わ

りない運用でできます。

○安間教育長　　よろしゅうございますか。

○保坂委員　　はい、ありがとうございます。

○安間教育長　　他にございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、本案について賛否の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第60号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第60号議案については、そのように決定することにいたしました。

○安間教育長　　日程第10　第61号議案　八王子市生涯学習センターの臨時休館日について、を議題に供します。

本案について、学習支援課から説明願います。

○松井学習支援課長　　それでは、第61号議案八王子市生涯学習センターの臨時休館日について、担当の大関主査より御説明いたします。

○大関学習支援課主査　　それでは、御説明いたします。生涯学習センターについては、保守点検等のメンテナンスを行う必要があることから、毎月第1火曜日を臨時休館日としており、ここで令和6年度の臨時休館日を議案資料のとおり定めることについて、承認を求めるものです。

説明は以上です。

○安間教育長　　只今、説明が終わりました。本案について、御質疑、御要望等はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、本案についての賛否の御意見もいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらよろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第61号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第61号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長 日程第11 第62号議案 八王子市指定文化財の指定及び解除について、を議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

- 叶文化財課長 それでは、第62号議案八王子市指定文化財の指定及び解除につきまして、御審議願います。詳細な説明は文化財課課長補佐の岡部が行います。

- 岡部文化財課課長補佐兼主査 それでは、第62号議案について御説明さしあげます。

2ページ目の議案関連資料を御覧ください。趣旨ですが、今回は有形文化財（考古資料）1件の追加及び有形文化財（刀剣類）5件の指定の解除でございます。

2の経緯としましては、過日、第43号議案で八王子市指定文化財の指定及び解除の諮問について、ということで決定をいただきまして、文化財保護審議会に諮問書を提出いたしました。その後、3月11日に開催の文化財保護審議会におきまして、諮問のとおり「指定及び解除が望ましい」という答申をいただきました。答申書は別紙以降になりますが、詳細の説明は省かせていただきます。

今後の予定でございますが、議決いただいた後、速やかに指定及び解除の告示を行います。指定する文化財については新たに指定番号を附番し、解除の文化財は指定番号を欠番とさせていただきます。また、指定しました小銅鐸でございますが、令和8年10月にオープン予定の歴史・郷土ミュージアムで現物を公開させていただこうと予定しております。また、現在においても桑都日本遺産センター、通称「はちく」ではレプリカを常時展示しており、御覧いただけるようになっております。

また、考古の部分については、やはり認知度、周知度がなかなか進まないというところもありまして、過日、大学生の発案によるものですが、室内用に子どもの遊ぶ砂があるのですけれども、それを一定の容器に入れまして、そこに遺物のレプリカを埋めて、スコップの形をしたスプーンで発掘体験的なことができるようなものを今試作しております。イベント等で実施をして、ブラッシュアップしたものを行く行くは学校で、1クラス分用意して体験できるというようなことも考えております。その場合には指導主事の先生方に御協力、御助力いただきながら、共に進めていきたいと思ひます。このように考古の部分も体験をしながら、お子さんだけでなく親子でも楽しめるような普及啓発を今後考えてまいりたいと思ひております。

説明は以上でございます。

- 安間教育長 只今、説明が終わりました。まず本案について、御質疑、御要望等はないですか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 私から1点、要望なのですが、市で指定している有形文化財なのに所在及び所有者が不明であるというところに、やはり引っかかりがある。所在確認調査をしなければ所在が確認できないようなものを文化財として指定することは、いかなものか。ぜひ今後、御検討をいただきたい。要望として申し上げておきます。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第62号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第62号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長 それでは続いて、報告事項となります。

まず、学校給食課から報告願ひます。

○東郷学校給食課長 それでは、文化庁１００年フードの認定について、担当の安齊課長補佐から御報告いたします。

○安齊学校給食課課長補佐兼主査 資料を御覧ください。このたび、地域で１００年続く文化として継承を目指す文化庁の取組である「１００年フード」に『桑都・八王子のふるさと料理』が認定されました。ふるさと料理とは、地場食材を使い、地域の歴史文化に触れられる料理のことです。

３枚目のスライドを御覧ください。こちらは文化庁のホームページで発表されたもので、ふるさと料理の１つとして鶏肉や地場野菜を煮て御飯に混ぜた、古くから伝わる「かてめし」、地域ゆかりの桑の葉粉を入れたソースを魚にかけて焼いた桑都焼きなどの学校給食で桑都御前として子どもたちに提供してきたメニューが紹介されています。

３部門あるうちの「未来への１００年フード部門～目指せ、１００年！～」で認定されました。東京都では、令和３年度に認定された武蔵野肉汁うどん以来となります。なお、これまでに全国で２５０件の食文化が認定されています。

１枚戻って、２枚目の資料を御覧ください。今後の取組としては、日本遺産献立、高尾山御前などの学校給食で提供してきた新しい創作郷土料理も、郷土の魅力を伝えるふるさと料理として家庭や地域でも親しんでいただけるようレシピを配付してまいります。また、１００年フードに認定されたことを記念して、ふるさと料理の紹介も予定しております。明日、３月２３日、土曜日、給食センター檜原で開催します。その後、５月にもほかのセンターで順次、開催をしてまいります。

ウ、子どもたちへの食育といたしまして、１００年フードとして認定されている全国２５０件の食文化を令和６年度４月から給食で計画的に提供をしてまいります。例えば、香川県の小豆島そうめん、山形の芋煮、福島県のいかにんじんなどです。本日の認定を機に、全国の食文化に興味を持つきっかけとしていきたいと思っております。これまで行ってきた郷土への愛着を育む食育の取組を継続して行い、ふるさとの食文化を絶やさず、未来へつないでまいります。

報告は以上です。

○安間教育長 只今、学校給食課からの報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見、御要望はございませんか。

私から１点。平塚部長、この「かてめし」というのは、どうしてこのような名前がついたのですか。

○平塚生涯学習スポーツ部長 「かてめし」については、八王子だけということではなくて、広く、山梨県、神奈川県、また東京の西武の方で、「かて」とは「糧」という漢字を充てまして、当初は白米ではなくて、それに雑穀を混ぜて「かて」、糧を増やすことが発祥として、この辺りでは食されていたところ。それが転じて、混ぜ御飯となりまして、ハレの日に食べる、めでたい日に食べる特別な混ぜ御飯ということで、関東の山岳地帯には多く伝わっているところ。八王子でも特に浅川地区などでよく食されていたということで、八王子の代表する郷土料理であると認識しております。

○安間教育長 さすが八王子の生き字引です。今の説明、安齊さんも当然言えるのだろうけれども、子ども向けに、なぜこれを「かてめし」というのか、というガイドを作って配ってあげてください。

○安齊学校給食課課長補佐兼主査 八王子の郷土食として、しっかり子どもに分かりやすく伝えられる食育メモを通して、伝えていきたいと思っております。

○安間教育長 よろしくをお願いします。

○平塚生涯学習スポーツ部長 セっかくですので、八王子では障害者福祉施策の中で、「かてかて」というようなブランドを立ち上げております。この由来は、ノーマライゼーション、障害があってもなくてもわかりあってというようなところの中で、その「かてめし」の「かて」からきているというところで、八王子としては、そういったところもすこし連動して市民に伝えていくと、八王子のノーマライゼーションということにも一助になるかと思っています。

○安間教育長 ぜひ、このよううんちくを子どもたちに。あと、明日の給食センターで提供されますよね。そのような時にも今のような話などを伝えると良いのではないのでしょうか。できたらということです。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

-
- 安間教育長 続いて、教育指導課から報告願います。
 - 北川統括指導主事 それでは、令和５年度(２０２３年度)はちおうじっ子ミニマム」(第２回)の結果について、担当の上田指導主事より報告いたします。
 - 上田教育指導課指導主事 それでは、結果について御報告いたします。別紙を御覧ください。まず、別紙には記載しておりませんが、第１回、第２回の両方受けた児童・生徒のうち、第１回より第２回の結果がよくなった児童・生徒数は、国語８，３２５人、算数６，１０４人でした。その中でも、第１回の結果が１０点未満だった生徒のうち、２０問全問正解を含め、１０問以上正解できるようになった生徒が中学校で５０人以上増えました。

別紙２は、上段が国語、下段に算数の結果を記載しております。第２回については、第１回と設問の配列や回答の選択肢の順番については変更しておりますが、設問は第１回と同一としております。資料に示したグラフは、第１回、第２回ともに受けた児童・生徒の国語、算数それぞれの正答数の分布グラフです。小学校及び義務教育学校第６学年から中学校第２学年及び義務教育学校第８学年については、１５問以上正答した児童・生徒の割合を、中学校第３学年及び義務教育学校第９学年については、全正答数の割合を示しております。このグラフから、どの学年においても第１回より確実に正答数が上昇しています。

また、各学年における正答数の平均値からも学年が上がるにつれて伸びています。特に中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の算数においては、全ての生徒が１５問以上正答できるようになりました。さらに国語、算数それぞれについて、第１回よりも第２回のほうが全問正解できた児童・生徒数が増えています。特に国語においては、それぞれの学年で３倍近く増えました。

一方、資料右に示していますが、第１回、第２回共通して誤答が多かった問題も明確になりました。また、特に第１回より第２回の結果がよくなった問題として、国語では文の構造を正しく把握する読解力の最も基礎となる問題、算数では分速を基に到着時刻を求める問題について、大きく正答率が上昇しました。これらの問題は、社会生活を営む上で最低限身につけたい学習内容となりますので、継続して取り組んでまいります。

資料下段を御覧ください。教育研究所として全ての市立学校で同じように取組が推進されるように、「はちおうじっ子ミニマム」に取り組んだ結果を自動的に処理し、児童・生徒一人ひとりの結果の個票である「学びのシート」を第1回と同じように作成しました。また、義務教育終了段階である中学校第3学年及び義務教育学校第9学年において「はちおうじっ子ミニマム」を一度でも全問正解できた生徒に修了証、全問正解はできませんでしたが、挑戦したこと取り組んだことを生徒一人ひとりに届けるという目的で努力賞を配付しました。さらに「はちおうじっ子ミニマム」への意欲を高める効果を狙い、対象の全ての学年において全問正解できた児童・生徒に対し、パーフェクト賞を配付しました。なお、修了証等については学校の作業時間を最小限にするため、ボタン1つで自動作成できるシステムを構築しました。

最後に、令和6年度に向けてですが、市立学校において引き続き、実態に応じた授業改善、授業支援ツールを活用した個別指導の充実を図ってまいります。また、教育研究所が中心となり、市立学校全体の結果を経年比較し、課題を整理するとともに、より実態に合わせた「はちおうじっ子ミニマム」を作成するとともに、教育研究所設置委員会を中心に、類似問題を作成、各学校の授業改善、個別指導の充実に向けた取組を市立学校へ共有するなど、全市立学校でより効果的に実施できるような取り組んでまいります。

報告は以上です。

- 安間教育長 只今、教育指導課からの報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見、御要望等はありませんか。
- 伊東委員 御説明ありがとうございます。このミニマムの取組は大変重要だと思っております。研究ができてやるべきことは、やはりこの分析だと思うのですね。例えば、成果を出している学校、1回目より2回目のほうがよくなっている学校として見られるかどうか、あるいは子どもベースで見ていくのか、なぜよくなっていたのか。そのような分析をして、それは授業改善が成果につながっているのか、あるいは個人の努力なのかなど、そういった多面的な分析をして、それを市内全域の学校に共有、周知していくことがやはり重要かと思っているのですが、この辺りについては、今何か、そういった取組のようなことはされているのでしょうか。
- 上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。先ほどの成果のベースとし

ましては、各学校の１回目と２回目の結果の変容も私たちのほうで把握はしております。さらに子ども一人ひとりのベースについては、データとしては確認が可能になっています。ただ、今は学校として、それぞれの学年別での変容を見ているといった状況です。それを各学校に結果のデータをお伝えするとともに、来年度の研修の中で扱いながら授業改善等にもしっかり取り組んでいこうと考えております。

- 伊東委員 ありがとうございます。学校ごとに見ているとしたら、１回目より２回目が上がっている学校、すごく優秀なということではなくて、１回目より２回目が上がっている学校はどのような取組をしたのかなど、そのような傾向で共通項があるのかどうなのかなど、そういったことから、もう少し詳しい情報を学校に出して良いのではないかと思いますので、今後の取組に期待したいと思います。

以上です。

- 安間教育長 ありがとうございます。学校向けにこれを配って説明する時は、もうすこし分厚いものになりますか。
- 上田教育指導課指導主事 はい。
- 安間教育長 ほかにございましょうか。
- 保坂委員 この結果を拝見しますと、国語と算数とで全問正答の数に結構な差がありまして、グラフも国語と算数で差があるように見受けられますが、これに関しては例えば、国語は目標設定が算数に比べて、実際の子どもたちと比べると少し高いのか、問題がたまたま難しいのか、あるいは国語のほうは教えられていないのか、その辺に関して何か検討されていますでしょうか。
- 上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。先ほどの件に関しましては、１つ申し上げることができるのが、問題の設定が少しやや難しめになってしまったというところがございます。なるべく実態に応じた形で今年度、作成したつもりなのですがすけれども、今回の結果を受けて、より実態に応じた問題というところが次年度の課題ということで、今、既に令和６年度の問題を作成し始めております。
- 保坂委員 ありがとうございます。
- 安間教育長 少々気になるのですが、実態に応じて問題を作るのではなくて、世の中で必要なものを行う。子どもは国語が苦手なのでしょう。この右側に例が載っていますがすけれども、やはりこれは生きていく上で絶対必要な読解力ですよね。だから、

これはやはりずっと目指さなくてはいけないのではないですか。

○上田教育指導課指導主事 はい。

○安間教育長 ある調査によると、2分の1と3分の1はどちらが大きいのかという
と、4割ぐらいの子が3分の1だと言うそうですからね。3のほうが大きいから。
その実態を何とかしない限りは、先に進まないですよ。

ほかにございましょうか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。この結果表については、「20問正解できた
児童・生徒」ということで多く増えたところがクローズアップしていると思うので
すが、基本的にやはり20問できて当然と言っただけではないのですが、その目標到
達率20問というようにできているのでしょうか。15問から20問と幅を持って
いるので、15問以上できたところでよしとしているのかが気になったところです。
また、この正答数15問以上に入っていない子どもたちが、中学3年生でも国語だ
と15%、数学でも8.6%ほどの子がいるので、ここがやはり気になるところな
のですが、ここに対して、どのような取組をされているか教えてください。

○上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。最初に御質問いただきまし
た20問というのは、義務教育終了段階までに到達できるようにさせたい問題の構
成になっておりますので、第9学年卒業時にできるようにさせたいとなっております。
ですので、小学校第6学年から中学校第2学年までは目標になります。

また、正答数が15問未満の児童・生徒に対してですが、第1回終了から第2回
まで、そして第2回終了から今日まで、各学校においては類似問題を私たちのほう
から各学校に使えるようなデータを差し上げております。それを活用しながら反復
して取り組んでいるという状況で、第2回終了から今日までで、先ほどお伝えした
中学校ですと50人の生徒が2回目まではできなかったのですが、できるようにな
ってきているというような実態がございまして、引き続き、取り組んでまいります。

○守屋委員 ありがとうございます。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、私から1点だけ、今気がついてしまったのですが、別紙の右

の一番下の例の第1回より第2回の結果がよかった問題の太郎さんの分速の問題、
問がない。入れておいたほうが良いですよ。

それでは、あくまでも我々が目指さなくてはいけないのは、卒業までに全員を全
問正解、それを目指していきましょう。報告として承らせていただきます。

-
- 安間教育長 それでは、引き続き、教育指導課から報告をお願いします。
 - 鴨狩統括指導主事 令和5年度(2023年度)教育課程の実施状況について最終報
告をさせていただきます。詳細につきましては安東指導主事より報告をいたします。
 - 安東教育指導課指導主事 令和5年度(2023年度)教育課程の実施状況について、
報告いたします。なお、各学校の取組状況につきましては、後ほどスライドにて御
紹介します。

別紙を御覧ください。まず9月までの取組状況における課題に対する取組につい
て、報告いたします。資料上部を御覧ください。

(1)義務教育9年間を見通した小中一貫教育では、教育指導課設置委員会、小
中一貫教育推進委員会による、小中一貫教育の取組に関するアンケートを実施し、
回答をまとめて全校へ配付しました。

(2)誰一人取り残さず見守り、育成するための子ども一人ひとりに応じた指導
では、不登校教員加配校の事例発表会を開催したり、フリースクール等の関係者と
の連絡協議会を開催したりしました。特別支援教育の充実に向けては、様々な教員
を対象にした特別支援教育に関する研修を実施しました。

(3)学習内容のさらなる充実と確実な定着に向けた指導では、「はちおうじっ子
ミニマム」の結果から各問題の正答率等について情報提供をしたり、学びのシート
を配付したりしました。ICTの活用については、令和5年度GIGAスクール研
究推進校による研究成果を、検証を通して周知しました。

ここからは、別紙に合わせて児童・生徒の様子を写真でお伝えしますので、前方
のスクリーンを御覧ください。

(1)義務教育9年間を見通した小中一貫教育について、報告します。第四中学
校グループ(第四中、第二小)では、第四中学校の合唱コンクールに第二小学校に
第6学年児童が参加しました。事前の乗り入れ授業による歌唱指導、当日の小学校

音楽専科教員による審査など、合同で合唱コンクールを作り上げました。

次に、七国中学校グループ（七国中、七国小）です。七国中学校グループ（七国中、七国小）では、キャリア教育として中学校の生徒が近隣の保育園、幼稚園、七国小学校で職場体験を行ったり、七国小学校の児童が七国中学校の生徒や大学生、保護者から進路についての相談会を実施するなど、連携の輪を広げています。

次に、（２）誰一人取り残さず見守り、育成するための子ども一人ひとりに応じた指導について、報告します。檜原中学校では、学校運営協議会が中心となり、登校支援室ぽけっとルームを開設し、生徒それぞれのニーズに応じた支援を行っています。行事や教室での授業に少しずつ参加できるようになった生徒も出てきたそうです。陶鎔小学校では、不登校児童が学校に登校しやすい放課後に個別の学習支援、放課後寺子屋を行ったり、休み時間に教師が中心となって学年関係なく遊んだりして、教室に入れない児童も遊びに参加するようになってきました。檜原小学校では、PTAと連携し、毎朝校庭を開放して児童が自由に遊べる「ならスポ」を実施しています。運動習慣とも合わせ、生活リズムの向上に役立っています。

第六中学校グループ（第六中、第三小）では、いじめ対策分科会での情報共有を小中一貫教育の日を核として年間を通して行い、児童・生徒へ理解を深めることで新しい事案が起きた際にも背景を理解した上で、教員が速やかに対応することができるようになっています。

次に、（３）学習内容のさらなる充実と確実な定着に向けた指導について、報告します。城山中学校では、数学科の少人数指導において、学校サポーターやアシスタントティーチャーを配置し、指導者を増やしたり、１人１台の学習用端末を活用し、個別最適な学びを実現させています。また、城山中学校の数学科教員が城山小学校へ赴き、乗り入れ授業も行っています。

川口中学校（川口中、川口小、上川口小、美山小、松枝小）グループでは、小規模校である美山小学校と上川口小学校が合同で教育活動を行う「にっこりプラン」を実施しています。交流会や合同の校外学習などを行い、集団遊び、集団行動を行ったり、体育科でチームスポーツに取り組んだりするなど、１校ではできない活動を２校が連携することで補い、学びを充実させています。さらに４校の小・小連携や合唱コンクールの合同鑑賞、部活動体験などを実施しています。

以上のように令和５年度は各中学校グループで学校の特色を児童・生徒の実態に即して取組を工夫して実施してきました。

別紙を御覧ください。令和６年度は、令和５年度を取組を踏まえ、各中学校グループで話し合い、別紙下部にあるような小中一貫教育に関する合同で一体的な教育活動を展開する予定です。これからも学校の教育活動を丁寧に把握し、必要な情報の提供や指導、助言を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○安間教育長　　只今、報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見、御要望等がございましたら、お伺いいたします。

○伊東委員　　御説明ありがとうございました。教育課程の実施状況調査については、私、毎年いろいろな意見を言わせていただいているのですが、この教育課程の実施状況を調査する目的は一体何かということ、まず教育委員会としてしっかり認識をすべきだと思っております。

今、御紹介していただいたものは、それぞれの学校の様々な良いところ、学校の状況を紹介していただけたので、大変充実した内容を見せていただいているのですが、この実施状況を全体的に市教委として見ていった時に、八王子市の教育課程の実施状況の令和５年度としての指導、助言をしていく上での成果は一体何があったのか、課題は一体何だったのか、この成果と課題をしっかり把握することによって、令和６年度の教育課程を編成していく上でのPDCAのサイクルが出来上がってくるのだと思います。そのような意味で、御説明の中に成果や課題に関する分析のようなものが見当たらなかったのも、このようなものを出す時には、そういった成果や課題、あるいは改善点などを教育委員会として、どのように認識して、各学校にどのような指導、助言をしていくのかということまで出すべきではないかと私は思っております。その辺の考え方を教えていただければと思います。

○安東教育指導課指導主事　　貴重な御意見、御助言をありがとうございます。成果と課題、また分析が足りないという点につきましては、持ち帰らせていただきまして、次年度、この報告の際に改善させていただきたいと思っております。

また、本年度の取組について把握したところにつきましては、各学校のそれぞれの特色ある取組を横展開していくということを中心に行ってまいりました。本年

度、本市としての重点施策として行ってきました小中一貫教育の取組、それから子ども一人ひとりに応じた指導や確実な定着に向けた指導というものがございましたが、それぞれが独立した柱として行っている学校が多かったところがございます。そこを小中一貫教育の核として全てをつなげていくということを次年度、令和6年度に向けて行っていきたいということで、令和6年度の重点施策を作成しております。そちらについて次年度は各学校に、もう少し周知していけるようにしていきたいと思っております。

○伊東委員 ありがとうございました。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○柴田委員 今、御説明いただいた件についてなのですが、この教育課程の実施状況は3つの観点で進められていて、それぞれを1つずつ独立したものとせずに、横軸で総合的に取り組んでいくことは次年度の課題と伺いましたけれども、例えば、不登校の問題も小学校から中学校に上がる際に、結構出現率が増加していますが、小学校の場合、学校訪問をすると保健室のようなところ以外にも、校長室や図書館など、色々なところに子どもの居場所が作られていて、とても温かく子どもたちを見守っているような印象を受けるのですけれども、中学校に行くとそれがなくなっているので、例えば、そういったところで小中一貫教育のよさを継続して取り組んでいただくことや、先ほどの「はちおうじっ子ミニマム」も中学校の段階で小学校の教育課程の内容がまだ習得できなければ、そこに遡って習得するような工夫をするなど、やはりこの小中一貫教育という強みを生かして、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいというのが要望です。よろしくお願いします。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

それでは、私のほうから。課題を踏まえて、来年度の教育課程のことですが、小・中合同で行なってほしいというのは常々言っている話ですが、例えば、合唱コンクールを合同で行うような計画を立てている学校というのは、どれぐらいありますか。

○安東教育指導課指導主事 次年度、令和6年度に合同で行う取組ですが、38グループ中、合唱コンクールの参加、鑑賞につきましては、14グループで実施をする予定になっております。

○安間教育長 つまり学校数ではなくて、そのグループの学校全部で行うから、グルー

プごとで数えている。

○安東教育指導課指導主事 はい。

○安間教育長 38グループ中14グループで行うというのは、どうですか、多いと感じていますか、少ないと感じていますか。

○安東教育指導課指導主事 令和5年度に比べると、令和6年度に実施をする学校は、とても増えてきたと思っております。ただ、こちらの取組がもう少し八王子市全体に広がっていくようになれば良いと感じてはおります。

○安間教育長 そうですね。部活動体験は、小学生が中学校に行くのは何グループぐらいあるのですか。

○安東教育指導課指導主事 38グループ中、16グループになっております。

○安間教育長 部活動をこのように改革をしているのに、38グループ中16グループしか行っていないのでは、残りの子どもたちは多分そうとう混乱をするでしょう。これでは接続を図れないのではないですか。小学生が放課後に中学校の部活動で面白そうだということに行くというだけでも良いですから、その気があれば全部の子どもに体験させてあげても良いのではないのでしょうか。現時点での教育課程届はそうになっているのかもしれませんが、そこは教育指導課のほうでしっかり学校に対して指導、助言をしてください。

もう1つ、今、柴田委員からも重要な御指摘がありましたけれども、「はちおうじっ子ミニマム」は先ほどの説明で9年間を通じて9年生がと言っているのだから、まさか6年生と7年生の間、つまり小学校から中学校に行く間に、Aちゃんがどれぐらいできていますよという情報が行っていないなんてことはないですよ。

○安東教育指導課指導主事 小・中学校間での引継ぎについては、通知を出してしっかり行うように実施しております。

○安間教育長 だから、言葉の定義も「引継ぎ」ではないのですよ。継続するのですよ。連続した指導なのだという意識でやってもらわないと、9年間で達成しますなんて言えないですよ。悲しいことに昨年だったか、前の年か、小学校6年生の時にいじめられていて、それで中学校に進学して早々、もう不登校になってしまった。1日も行っていない。きつい言い方をすると、その時、その小学校の先生たち、校長先生もひっくるめて何て言ったかということ、「卒業したから、それは中学校の問題で

す。」と。中学校でいじめの実態調査をした。できるわけがないでしょう。小学校の時にいじめがあって、中学校に1日も登校していないのですよ。それで他県に転出してしまった子がいました。まさかそんなことは、もう起こらないですよ。

○安東教育指導課指導主事 卒業で終わりではなく、9年間を見通して様々な諸問題にも対応していくことを、こちらからも指導、助言を継続していきたいと思います。

○安間教育長 とにかく大きな転換点ですから、学力の問題と、あともう1つ不登校の問題も、先ほど柴田委員からの御指摘もありましたが、小学校から中学校に上がって不登校になったとするならば、悪いのは学校です。ぜひそのような気構えで学校には当たってもらってほしい。かつて小学校の先生たちが中学校で先入観を持って見られるのが嫌だからといって、その子の特性などを隠したりしていたでしょう。そのようなことが生んでいるのですよ。それを全部排除してほしい。それが小中一貫教育ですから。教育課程の中にしっかり位置づけて、自分たちはしっかりやりますと。そのように改革をしないと、ただ単にお題目のように小中一貫で、小中一貫でと言っているだけになってしまって質が伴わないですから。ぜひ教育課程の中で、文言の中には出ないにせよ、それぐらいの気構えで行うように全力を挙げて教育指導課は学校の教育課程についても指導を入れてほしい。要望です。

よろしゅうございますか。

○伊東委員 教育長の御発言の後で申し訳ございませんけれども、先ほどの「はちおうじっ子ミニマム」が1つの習得的な形の調査ですよ。教育課程の実施状況は、実習主義的な調査ですね。これをセットで出されるということが非常に重要なことだと思うのです。ですから、これは毎年セットでこの時期に出していただくと非常に良いわけです。これはあまり適切な表現ではないかもしれませんが、分かりやすい表現としては表と裏のような感じで、これはカリキュラムの問題だと思いますが、両方ともそれぞれ端っこのほうはとても分析的に出しているのですけれども、この教育課程の実施状況調査も「はちおうじっ子ミニマム」と同じような手法で分析的に見てもらって、両方セットで出していただけたらカリキュラム編成の考え方として、非常に分かりやすくなると思いますので、工夫していただけたらと思います。

以上です。

○安間教育長 では、以上の要望等ございましたので、それを踏まえて改善をしてくだ

さい。来年に改善するのではなくて、やれるところから今すぐ手をつけてもらいたいと思います。

では、報告として承らせていただきたいと思います。

-
- 安間教育長 それでは、引き続き、教育指導課から報告願います。
 - 狩野統括指導主事 令和6年3月に策定しました冊子、「いじめ対応のポイントと本市の取組」について、報告をいたします。詳細につきましては、藤原指導主事より説明いたします。
 - 藤原教育指導課指導主事 本冊子、「いじめ対応のポイントと本市の取組」について、説明いたします。別紙を御覧ください。本冊子は、本市がこれまでいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づいて行ってきた調査の結果及び第三者委員会による提言等を真摯に受け止め、同項の目的の1つである同種の事態の再発防止に向け、第三者委員会を立ち上げて調査を行った3件の事案から得られた知見を基にし、いじめ対応のポイントや市の取組をまとめたものとなります。

別紙の1ページを御覧ください。本冊子の構成は2ページを1セットとしてまとめています。例えば、1ページにつきましては調査から明らかとなった課題を「教員が児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備」など、大きなテーマとしてまず整理しました。課題の詳細と提言をこちらに示し、次の2ページでいじめ対応のポイントと本市の取組を紹介しております。

このような流れで6つのテーマごとにまとめています。作成に当たっては、本市スクールロイヤーからも御助言をいただき、前八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長の東京学芸大学副学長、松田恵示様に監修をしていただきました。本市の市立小・中・義務教育学校の関係者のみならず、本市に関わる全ての大人がいま一度、いじめから子どもを守り通すために何ができるのかを自ら問いかけるきっかけになるよう、イラストやキーワードを使用して、分かりやすくまとめました。

今後は本冊子を市や学校のホームページに掲載するなど、保護者、市民に広く周知し、同種の事態の再発防止につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

- 安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見、御要望等

はございますか。

- 伊東委員 御説明ありがとうございました。これはこれで非常にこれまでの八王子市の取組の成果というものが反映されているもので良いと思うのですが、一昨年に生徒指導提要というものが出て、そこに生徒指導提要の中における新しいいじめ問題に対する考え方がとても詳細に入っていて、その中には発達支持的生徒指導とよく言われて、新しい生徒指導提要の中の考え方ですね。今まで生活指導というのは対症療法的なものでしたが、時間軸でいえば日頃からの指導は非常に重要であるということで、その中でいじめ問題、いじめに対する考え方が詳細にあって、その中には人権を尊重するという考え方が非常に出ていますので、そのようなものも、もし今後改訂するようなことがあるのであれば、そこにぜひ生徒指導提要に入っているわけですから、それが生活指導の基本だと思うのですよね。ですから、その部分を反映したり、あるいはこれを配る時に生徒指導提要のいじめの部分の内容も合わせて周知するなど、そのようなことを、ぜひしていただきたい。深みのあるいじめ対応、指導になるのではないかと思います。

以上です。

- 藤原教育指導課指導主事 ありがとうございます。各学校の校内研修等で指導主事が講師として行くこともありますので、そういった場面も活用しながら、ぜひ伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

今回のこのポイントは、八王子市のいじめ防止対策がこのようなものですよと知らせるのではなくて、重大事態が起こって第三者委員会を行った、その結果の報告がメインですからね。つまり、第三者による調査とは、このような意義があるので、すよと周知をすること。恐らく、それが今回のまとめの一番のポイントになると思います。こそこそとどこかのホームページや何かに載せるのではなくて、そもそも第三者による調査というのは、このようなことをする目的で行なっているのですよということを、ぜひしっかりとアピールをしてください。

関連しての話ですが、フランスでいじめをものすごい厳罰化するような動きが出ていますけれども、私は日本のこのシステムというのは、被害者にしっかり寄り添

っていると思うのです。厳罰化して、もう処罰するということになると、これは司法の世界ですから、相当厳密に捜査しますよね。なおかつ、捜査ですから細かな内容なんて絶対開示されないわけですよ。そうすると、このような曖昧な証拠だったり、今の定義のような、いじめだと思われたからいじめなのですよということはないわけですよ。そこに客観的事実がないと認定されないから。逆に言うと、私は厳罰化することは被害者にとって、ものすごく厳しくなると思う。だからこそ日本のような、この第三者による調査で教訓を得て、そして被害者、加害者に、児童にしっかりやっていきましょうという、そのシステムのほうが私は、このいじめ問題に対しては人間らしい対応だと思っています。ぜひ、そういったポイントを伝えるようにしてください。くれぐれも、先ほどの説明の中では強調されなかったけれども、これは本市のいじめ防止対策をまとめたものではなくて、第三者委員会による調査から、このような指摘がありました、それを受けてこのようなことを行いましたよということの報告書なのです。つまり第三者委員会を設置した意義を伝えるためのものだ、そこをもっと明確に伝えられるようにしてください。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本件も報告として承らせていただきたいと思います。

○安間教育長 以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方々、大変恐縮ではございますが御退席をお願いしたいと思います。

【午後 3 時 0 4 分休憩】